

令和 7 年 3 月

# 安曇野市農業委員会定例総会

## 議 事 録

令和 7 年 3 月 2 7 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 7 年 3 月 安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 7 年 3 月 2 7 日

○会議の日時 令和 7 年 3 月 2 7 日 午後 1 時 3 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 4 階大会議室

○出席委員（24 名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 渡 辺 由 枝 君 | 2 番  | 中 島 博 幸 君 |
| 3 番  | 山 田 稔 君   | 4 番  | 望 月 孝 夫 君 |
| 5 番  | 堀 内 伸 一 君 | 6 番  | 高 山 万 寿 君 |
| 7 番  | 加 島 美智代 君 | 8 番  | 藤 岡 喜美夫 君 |
| 9 番  | 齋 藤 岳 雄 君 | 10 番 | 二 木 寿 夫 君 |
| 11 番 | 平 林 明 美 君 | 12 番 | 三 枝 守 和 君 |
| 13 番 | 細 萱 美 嗣 君 | 14 番 | 降 旗 治 喜 君 |
| 15 番 | 中 村 正 君   | 16 番 | 小 林 正 君   |
| 17 番 | 一 志 寛 君   | 18 番 | 中 野 隆 洋 君 |
| 19 番 | 平 林 平 君   | 20 番 | 丸 山 新 悟 君 |
| 21 番 | 望 月 慎 二 君 | 22 番 | 請 地 康 仁 君 |
| 23 番 | 丸 山 隆 也 君 | 24 番 | 佐 原 悦 司 君 |

○欠席委員（なし）

○職務のため出席したものの職氏名

|      |         |      |           |
|------|---------|------|-----------|
| 事務局長 | 北 條 敦 君 | 事務局長 | 森 和 哉 君   |
| 事務局員 | 沖 和 義 君 | 事務局員 | 飯 田 佳 乃 君 |

---

午後 1 時 3 0 分 開会

○事務局（北條 敦君） 開会の言葉を請地副会長からお願いいたします。

○副会長（請地康仁君） 皆さん、こんにちは。

毎日気温の変化が激しくて、そのおかげで大分まいっている人もいらっしゃるようなんですけれども、こういう時期なので致し方ないことなのかもしれないですけれども、今年は特に激しいような気がします。来週は、今度はいきなり寒くなるような話もありますので、皆さん体調を整えて、十分養生しながら生活していただきたいと思います。

それでは、令和 7 年 3 月の定例総会を開催します。よろしくお願いします。

○事務局（北條 敦君） まず初めに、先ほど、安曇野市長より新たに農業委員に任命された望月孝夫委員より、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○4 番（望月孝夫君） 先ほど任命されました望月孝夫です。よろしくお願いします。何も分からないので、皆さんのお知恵をお借りしながら頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（北條 敦君） ありがとうございました。

なお、望月委員の議席番号は、安曇野市農業委員会会議規則第6条第2項の規定により、欠員補充等により新たに任命された委員の議席は前任者の議席とするとなっておりますので、4番となりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。

昨日、長野市で農業会議の総会がございまして、そこへ出席をさせていただきました。そこで出た話を1点だけさせていただきます。

皆様ご存じのように、武田信玄の格言というのがございまして、人は城、人は石垣、人は森、そして情けは味方、あだは敵という、そういう言葉がありますが、ご存じだと思います。安易に落城しそうなお城を攻めたときに、大きな力がやはり人間の力であってなかなか落城しないと、やはり人間の教育はその主がやって、なかなか力強いお城を守るんだというようなお話でございしますが、それと農業とどのような関係があるかというお話がありました。どんなに広い農地、また肥沃な農地、大地を持っていたとしても、農業をやる人がいなければ単なる遊休地であり、荒廃地になってしまう。いずれは林野化してしまう。また、人がいても高い技術や能力がなければ、素晴らしい農産物や農業収益は上がってこない。何だかんだ言って、結局は人の力がそこになれば物事は動かない、そのようなお話でございました。

我々は、地域計画の中で素晴らしい農地を残すということをお約束し、地図の面でも残しました。しかし、我々は、70、80になると農業をだんだんできなくなり、後継者になったり、また、新規参入者に後を任せるような、そういう立場になってきます。そのときに、その後になった者たちがどの程度力になるのか、そういう人たちを育てるのも私たち農業委員のこれからの仕事だと思います。農業や農村、そして農地を守るとともに、後継の農業をやっていく人を育てる、そういう仕事も我々はこれから必要だと思います。大きな力を持ってこれから農業委員会をまた改めて進めていきたいと思います。新しいメンバーも加わりました。どうぞ皆様のご協力を賜りたいと思います。

本日は、1号から第10号まで、いろんな議案が載ってございますが、どうか慎重なるご審議を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○事務局（北條 敦君） ありがとうございました。

続いて、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集2ページをご覧ください。

9番、齋藤岳雄委員の先唱にてお願いいたします。

皆様、ご起立ください。

（唱 和）

○事務局（北條 敦君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 本日の定例総会でございますが、本日、全員が出席してございますので、農業委員会に関する法律第27条第3項によりまして、本委員会は成立いたします。

また、この会には個人情報の保護に関する法律により、安曇野市個人情報保護法条例、また同条例規則に基づきまして、発言には十分配慮を願いたいと思います。

また、議案に対してご質問等ございましたら、挙手をお願いし、議長が指名しましたら起立をしていただきまして、番号と委員の名前をおっしゃってから発言いただくよう、よろしくをお願いいたします。

---

○議長（佐原悦司君） また、議事録署名人の指名をこれから行うわけでございますが、19条に基づきまして、議長より指名をいたします。

議事録署名人、15番、中村委員、18番、中野委員、2名にてよろしくをお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議決は出席者の半数以上で決し、同等数のときは会長がこれを決するということになってございます。

---

○議長（佐原悦司君） それでは、事務局にお伺いいたします。本日の傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

それでは、本日の日程どおり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科、三郷、堀金、明科地域は3月25日、穂高地域は3月26日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は総会のご意見を求めるものでございます。

---

#### 議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条申請審議を上程いたします。

18番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、登記地目は畑、面積が199㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が199㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号18番について説明いたします。

申請事由は、渡人は耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は申請地及び隣接する住宅を購入し、申請地を家庭菜園として管理したい。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決を行います。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数によりまして許可といたします。

続きまして、19番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が213㎡です。受人の経営面積は4万70.11㎡、渡人の経営面積が449㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号19番の説明をいたします。

渡人は耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は規模拡大による農地集積をしたい。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、20番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が107㎡です。受人の経営面積は4万70.11㎡、渡人の経営面積が107㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。

申請番号20番審議についてご説明をいたします。

この案件につきましては、19番案件の隣接の農地になります。

渡人は耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は規模拡大による農地集積をしたい。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、21番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が117㎡です。受人の経営面積は4万70.11㎡、渡人の経営面積が1,989㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田　稔君）　委員番号3番、山田です。

申請番号21番の説明をいたします。

この案件につきましても、20番案件の隣接になります。

航空写真の黄色枠、公社売買のところ、これの取得者と全て同じ耕作農地となっております。

申請事由です。渡人は耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は規模拡大による農地集積をしたい。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、22番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　4ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が183㎡です。受人の経営面積は3,567㎡、渡人の経営面積が1万2,317㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田　稔君）　委員番号3番、山田です。

申請番号22番の案件についてご説明をいたします。

申請事由です。渡人は県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は自宅に隣接している申請地を譲り受け耕作したい。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、23番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は堀金地域の3筆で、登記地目は田、面積が計1,792㎡です。

受人の経営面積は2,150㎡、渡人の経営面積が1,792㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番(望月慎二君) 委員番号21番、望月が申請番号23番についてご説明いたします。

渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は経営拡大を考えていたところ、申請地の話をいただいたため、購入することとしたということです。

審議をお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、24番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は堀金地域で、登記地目は畑、面積が147㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が147㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○17番（一志 寛君） 17番、一志です。申請番号24番について説明をいたします。

申請事由ですが、渡人は高齢で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は申請地及び隣接する住宅を購入し、今後、申請地で家庭菜園をしたいということでもあります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） これは、■■■■の方はもう住んでいるということですか。これからということですか。

どうぞ、齋藤委員。

○9番（齋藤岳雄君） 9番の齋藤です。堀金地域委員長として発言いたします。

経営面積0、それで受人が■■■■ということなんですけれども、受人の方は、現状、今、この地図の黄色枠の中の家のほうに住んでいるということです。それで、何で■■■■かという、やはり家庭の事情でちょっと住所、家族がいるので、そちらのほうに行かなきゃいけないという理由があって、■■■■の住所ということになっております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

各委員の皆さん、説明お分かりでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ほかにご意見、ご質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして審議に入ります。

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当といたします。

---

#### 議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

10番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が252㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号10番について説明します。

申請人は現在のスペースだけではアパートの駐車スペースが不足のため、申請地を駐車場として利用したいという事由でございます。審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、11番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が933.19㎡です。申請内容は農業用倉庫で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。申請番号11番の説明をいたします。

転用事由です。申請人は耕作面積拡張に伴い、農機具収納スペースが足りなくなったため、申請地に乾燥施設兼倉庫を建築したいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、12番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が108㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番(平林明美君) 委員番号11番、平林明美です。

申請番号12番についてご説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、13番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 6ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が364㎡です。申請内容は住宅敷地(住宅・車庫・通路)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。

申請番号13番について説明いたします。

転用事由ですけれども、申請人は農地の一部を住宅等の敷地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、14番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が417㎡です。申請内容は住宅敷地（倉庫・家庭菜園）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番の堀内です。

申請番号14番についてご説明をいたします。

転用事由ですが、申請人は農地の一部を住宅敷地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいというものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

**議案第3号 農地法第5条許可申請審議**

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

22番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が計348㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 委員番号23番、丸山です。

申請番号22番について説明をしたいと思います。

転用事由でございますけれども、借人は現在居住している場所が手狭であるため、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいという事由でございます。

なお、別冊資料の中に、赤枠の中に建物が建っておるということでございますけれども、これは現在解体され、更地になっているということを申し添えます。以上です。よろしく審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、23番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計498㎡です。申請内容は宅地分譲（2区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号23番についてご説明いたします。

申請事由でございますが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売したい。こういう事由でございます。審議をよろしく願いをいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

4番、望月さん、大丈夫ですか。タブレットのほうは。動いていますか。はい。

それでは、続きまして、24番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が500㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号24番の説明をいたします。

転用事由ですけれども、受人は現在借家に居住しているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築したいというものです。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、25番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が973㎡です。申請内容は建売住宅（3棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林明美です。

申請番号25番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、26番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は穂高地域の4筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計3,891㎡です。申請内容は建売住宅（10棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林明美です。

申請番号26番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

穂高の地域長の三枝さん、3,000㎡を超えるような開発でございますが、穂高地域委員会では何かご意見出ませんでしたでしょうか。

○12番（三枝守和君） 12番、三枝です。

これは前回農振除外の申請が出ていまして、今回、建売りという形になっています。それで、ちょっとこの建売住宅の建設場所が大規模農道から少し東へ入ったところなんですけれども、農業地のところに建てるということで、ここの住宅への進入路が少し狭いじゃないかと、西のほうから入るほうですね、分譲する業者は住宅内は6mの幅広い道路で設置をするということになりまして、多少は無理もあるけれどもしょうがないのではないかとということで、そういう形になりまして、一応賛成というような形になっております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

南側道路拡幅というような話は、事務局ではありますか。お願いします。

○事務局（森 和哉君） 開発区域に接している前面道路は、都市計画法におきまして幅員6.5メートル以上の拡幅が求められておりますので、開発区域に接しているところは6m以上の幅員が確保されております。先ほど穂高の地域長より説明ありました東側からの侵入については、市の道路部局とも既に協議を終えておりまして、このままで市は同意しているということになりますので、ご了承ください。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 三枝地域長、よろしいでしょうか。はい。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、27番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が578㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号27番の説明をいたします。

借人は現在借家に居住しているが、手狭になったため、実家に近い利便性のよい申請地に住宅を建築したいというものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、28番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計500㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番に代わって事務局より説明いたします。

転用事由は、受人は現在仮設建物に居住しているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、29番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が330㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。

申請番号29について説明いたします。

申請事由は、借人は現在実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいということです。ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、30番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が79㎡です。申請内容は物置・資材置場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号30番について説明いたします。

転用事由、借人は資材置場のスペースに余裕がなくなったため、申請地を資材置場として使用したい。以上、審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、31番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計237㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番(高山万寿君) 6番、高山です。

申請番号31番について説明いたします。

転用事由、借人は住み慣れた申請地に住宅を建築したい。以上、審議をよろしく願います。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、32番案件ですが、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」につきまして、2番、中島委員につきましては、一時退席をお願いいたします。

(2番 中島博幸君 退席)

○議長(佐原悦司君) それでは、32番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積

が計7,775㎡です。申請内容は砂利採取（一時転用）、許可日から1年間で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号32番について説明いたします。

転用事由、借人は骨材の原材料確保のため、陸砂利に採取を依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け、砂利採取を行いたい。以上、審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 高山委員、7,000㎡を超えるような申請でございますが、三郷地域委員会から何かご意見出ませんでしたでしょうか。

○6番（高山万寿君） 特にこの件について、質問等、特にはありませんでした。

○議長（佐原悦司君） 事務局、これは周り全部田んぼで、動線をどのように動いて、ダンプ等で処理場へ向かうのでしょうか。

○事務局（森 和哉君） ちょっとしばらくお待ちください。

○議長（佐原悦司君） 高山委員、これ周り全部田んぼなんだけれども、田植えだとか稲刈りのときは大変周りの方も困ると思いますが、そのような話は出ませんでしたでしょうか。

○6番（高山万寿君） そうですね、周り全て田んぼなんですけれども、特にそのような話は出ておりません。田に入るところ等も、それほどこの田んぼのところでは影響はないというふうに思っております。

○議長（佐原悦司君） 航空写真ではよく分かりませんが、周りの道路はダンプが十分通って行き違いができるような状況の道幅でしょうか。そうでもない。

○6番（高山万寿君） 西側は結構広いので大丈夫ですけれども、ちょっと北側は多少狭いですけれども、行き違いは辛うじてできるかと思います。東側については、ここはちょっと狭いところで、ただ、こちら側は多分通行等はないと思います。

以上です。

○議長（佐原悦司君） これは、東側の森は、これは神社か何かですか。

○6番（高山万寿君） これは神社です。

○議長（佐原悦司君） そうですか、分かりました。

事務局、説明よろしいですか。お願いします。

○事務局（森 和哉君） お待たせいたしました。

別冊資料をご覧くださいながら説明させていただきます。

別冊資料のほうの、まず地図のほうをご覧くださいければと思います。

この砂利採取につきまして、運搬経路、ご説明させていただきますと、申請地の西側の道を北に上がっていきますと、この別冊資料の地図でいうところの■■■■■■■■■■と書いてある県道314号線に出ます。その道を■■■■の交差点に出まして国道を北上し、豊科の■■■■■■■■■■というところ、ちょうど■■■■■■■■■■があるところの信号を松本方面に行きまして、そのまま行きますと高速道路をくぐり、■■■■■■■■■■というところにこちらの砂利採取のプラントがありますので、そちらのほうへ搬出するという経路を取っております。

また、埋土につきましても、池田町、大町市のほうにある採石場のほうから、国道を通りまして、こちらは経路としたら、■■■■の交差点から広域農道に出まして、■■■■の交差点、そこを左折して、■■■■■■■■■■の前の道路を下りまして、■■■■■■■■■■のところを曲がって当該地まで来るというようなルートになっております。いずれも狭い道ではなくて、広い道を通ってくるというようなルートになっております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

高山委員、よろしいですかね。そういう経路を通るということです。

○6番（高山万寿君） はい、分かりました。

○議長（佐原悦司君） 記念館のちょっと東には保育園があったり等々しますので、十分気をつけていただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、採決が終わりましたので、中島委員には会場のほうへお願いいたします。

（2番 中島博幸君 復席）

○議長（佐原悦司君） それでは、賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、33番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が496㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番望月が、申請番号33番について説明します。

転用事由、受人は現在市外の借家に居住しているが、安曇野市への移住を希望しており、環境的に希望どおりの申請地に住宅を建築したいということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

望月委員にお聞きします。航空写真ではきれいなグリーンの田んぼになっておりますが、渡人は県外の方ですけれども、どなたかが耕作しているということでしょうか。

○21番（望月慎二君） 地域長、分かりますか。すみません。

○議長（佐原悦司君） それでは、地域長、お願いします。

齋藤委員。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

現状、今、航空写真、緑なんですけれども、今はもう整地されている状態で現地確認しております。

○議長（佐原悦司君） では、これは渡人は県外の方なので、誰が耕作しているのか、本人がわざわざここへ来て耕作しているのかとお聞きする。

○9番（齋藤岳雄君） 現状を言いますと、今ここは耕作していない状態です。全くの耕作していない状態なので、今現状として更地という状態です。

○議長（佐原悦司君） 渡人が土地を所有してから、ずっと耕作はしていなかった。

○9番（齋藤岳雄君） 耕作はしています。

○議長（佐原悦司君） している。

○9番（齋藤岳雄君） でも、現状はもうしていないようです。

○議長（佐原悦司君） これは県外の方が来て耕作をしたということですか。

○9番（齋藤岳雄君） そこまでは分らないです。そこまでは、調べないと。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

以前は耕作したが、現状は更地であるということですね。分かりました。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、34番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は堀金地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が352㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の44ページ、45ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

申請番号34番について説明いたします。

借人は現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、35番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が753㎡です。申請内容は建売住宅（2棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の46ページ、47ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

申請番号35番について説明します。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということです。あと、補足説明で、46ページの下の航空写真のところなんです

けれども、下にオレンジ色の屋根がありまして、その間、今写真だと畑になっているのですけれども、ここはもう既に以前案件がありまして、住宅が建っている状態であります。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

これは航空写真を見ると、畑を分断するようになっていきますけれども、ちょっとそこら辺の中身をお願いします。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

先ほど説明したように、分断というところ、オレンジの屋根の家とその分断されている畑、そこには現状今赤い家の新宅ということで、住宅が今建っている状態です。

○議長（佐原悦司君） 現状と写真は違うということですね。

○9番（齋藤岳雄君） そうです。これはいつの写真が分からないので、現状はもう建っているのです。以上です。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。写真と現状は違うそうです。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第4号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第4号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号1番です。

申請地は豊科地域の3筆で、登記地目は畑、面積は計244.7㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の48ページでご確認ください。

現地確認を実施しており、豊科地域委員会でも非農地と認められるものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問、また、補足説明がございましたら、豊科

地域委員会のほうでお願いをいたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ご意見、ご質問等、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまより採決を行います。

原案どおり非農地化と決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり決定といたします。

---

#### 議案第5号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第5号 租税特別措置法適格者証明申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

12ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号3番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の2筆で、登記地目は田、面積は計4,597㎡です。

当該の農地については、引き続き、適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の50ページでご確認ください。

続いて、申請番号4番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計121㎡です。

当該の農地については、引き続き、適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の51ページでご確認ください。

以上2件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明、申請番号3番と4番でございます。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、原案どおり証明書の交付の承認につきまして、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、証明書の交付を承認いたします。

---

#### 議案第6号 農地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第6号 農地利用集積計画審議議案につきまして、所有地移転後、上程いたします。

農業委員会法第31条によりまして、議事参与の制限により、委員番号9番、齋藤岳雄委員、14番、降旗治喜委員につきましては、参考人とさせていただきます。

なお、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められておりますので説明いたします。

整理番号12番です。権利の移転をする土地は豊科地域で、登記地目は田、面積は2,050㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和7年4月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の52ページでご確認ください。

続いて、整理番号13番です。権利の移転をする土地は三郷地域の2筆で、登記地目は田、面積は計3,764㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和7年4月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の54ページ、55ページでご確認ください。

続いて、整理番号14番です。

権利の移転をする土地は三郷地域の3筆で、登記地目は田、面積は計5,616㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和7年4月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の56ページでご確認ください。

続いて、14ページをお願いします。

整理番号15番です。権利の移転をする土地は堀金地域の2筆で、登記地目は田、面積は計3,426㎡、目的は水稻、そば、移転・引渡しの時期ともに令和7年4月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の57ページでご確認ください。

続いて、整理番号16番です。権利の移転をする土地は堀金地域で、登記地目は畑、面積は計3,032㎡、目的はもも、移転・引渡しの時期ともに令和7年4月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の58ページでご確認ください。

以上5件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま整理番号の12、13、14、15、16番、5件でございます。

審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積計画審議（所有権移転）を決定いたします。

---

#### 議案第7号 農地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第7号 農地利用集積審議（利用権設定）を上程いたします。

農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、委員番号2番、中島委員、7番、加島委員、9番、齋藤委員、14番、降旗委員、15番、中村委員、24番佐原委員につきましては、参考人として出席していただきます。決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 15ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定が求められていますのでご説明いたします。

公告日は令和7年3月27日です。設定件数は総計423件、143万1,878.15㎡です。うち新規分は176件、51万9,437㎡です。期間別設定面積は、7か月から20年までの期間で設定があり、詳細は一覧のとおりです。

設定筆数は総計920筆で、耕作者は152人、所有者が393人となっております。利用権設定の一覧は16ページから43ページです。44ページから47ページは中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

多岐にわたって列挙されておりますので、自分の担当地区の確認をよろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、原案どおり農地利用集積計画審議（利用権設定）を決定いたします。

---

#### 議案第 8 号 農地利用集積促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 8 号 農地利用集積促進計画審議（所有権移転）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限につきまして、委員番号 2 番、中島委員につきましては、参考人として出席していただきますが、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 48ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

なお、申請番号 1 番から 4 番までは、令和 7 年 1 月の定例総会において決定されている案件ですが、今回の制度改正により、公社売渡分については要請が必要となっております。

申請番号 5 番からは、新制度による案件となっております。

申請番号 1 番です。対象農地は、令和 7 年 1 月の定例総会において、公社買入の移転時期は令和 7 年 2 月 20 日で決定いただいております。公社売渡の時期は、令和 7 年 6 月 16 日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号 2 番です。対象農地は、令和 7 年 1 月の定例総会において、公社買入の移転時期は令和 7 年 2 月 20 日で決定いただいております。公社売渡の時期は、令和 7 年 6 月 16 日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号 3 番です。対象農地は、令和 7 年 1 月の定例総会において、公社買入の移転時期は令和 7 年 2 月 20 日で決定いただいております。公社売渡の時期は、令和 7 年 6 月 16 日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号 4 番です。対象農地は、令和 7 年 1 月の定例総会において、公社買入の移転時期は令和 7 年 2 月 20 日で決定いただいております。公社売渡の移転時期は、令和 7 年 6 月 16 日、利用目的は桃です。

続いて、申請番号 5 番です。対象農地は豊科地域の 3 筆で、登記地目は田、面積は計 3,835㎡です。公社買入の移転時期は令和 7 年 6 月 20 日、公社売渡の移転時期は、令和 7 年 10 月 15 日、利用目的は牧草です。

続いて、申請番号 6 番です。対象農地は三郷地域で、登記地目は田、面積は 1,375㎡です。

公社買入の移転時期は令和7年6月20日、公社売渡の移転時期は、令和7年10月15日、利用目的は水稻です。

以上6件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

申請番号1番から6番、計6件でございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

原案どおり要請に対しまして賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発機構農用地利用集積等促進計画を進めるよう、要請いたします。

---

#### 議案第9号 農地利用集積促進計画審議（一括方式）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第9号 農地利用集積促進計画審議（一括方式）を上程といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 49ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は総計108件、16万2,064㎡、期間は5年7か月、または10年7か月です。設定筆数は総計111筆、田が101筆、畑10筆です。耕作者は27人、所有者が43人となっており、50ページから53ページが計画書です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

原案どおり異議なしの回答によりまして、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積促進計画審議につきまして、異議なしとの意見を提出いたします。

---

### 議案第10号 農地等の利用最適化推進に関する指針の改定

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第10号 農地等の利用最適化推進に関する指針の改定につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 昨日の夕方にタブレット端末へ送信させていただいております議案第10号をご覧くださいと思います。

タブレットのアウトLOOKを開いていただきまして、メールが届いているかご確認をお願いいたします。

ご覧いただけましたでしょうか。まだちょっと開けない方がいらっしゃいましたら、お知らせいただければと思います。

○議長（佐原悦司君） 開けましたでしょうか。

事務局の沖君が回っていますので、ちょっと手を挙げてください。

○事務局（森 和哉君） なかなかちょっと接続が悪い方もいらっしゃるので、もし隣の方とかで見られている方がいれば、一緒にご覧いただければと思います。

一度各地域委員会のほうでご説明させていただいておりますけれども、追記ですとか修正を行う箇所は朱書きで削除、取消し線、また、今回の地域委員会の際にいただきました意見を踏まえさせていただいたところを下線で示させていただいております。農地等の利用の最適化の指針に係る指針の改定につきましては、各地域委員会で担当から説明をさせていただいているところではありますが、各地域でご検討いただきまして、あらかじめ総会の場で承認をいただきたく、説明をさせていただきます。

農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、これを公表しなければならないとされております。安曇野市農業委員会では、指針を令和元年11月1日に制定、令和5年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正に合わせて令和5年3月29日に改正を行っております。本指針は、農業委員会の改選期である3年ごとに検証、見直しを行うことと定めていることから、今回改正を行うものです。

なお、改訂に当たっては、長野県農業経営基盤強化の促進に関する方針と安曇野市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想が見直されたことから、それに合わせて指針に係る部分と整合を図っております。

説明は以上です。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

議案第10号、全て読んで、ご意見、ご質問等ございましたら、なかなかこれを全て理解するのは難しいかと思っておりますけれども、この数字はおかしいとか、この言い回しはどうかとかというのがございましたら、お願いいたします。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 管内の耕地面積が約6,500haほどあるということで、先般、農政課のほうからお聞きしましたら、6,500haのうち約5,000haが田んぼで、あと1,500haが畑だと言っていました。確たるところは農林センサスを見ないと分からないと思いますけれども、農政課ではそのようなお話をしておりました。

よろしいですか。また後でしっかり読んでいただきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、また事務局のほうによりしくお願いをいたします。

それでは、異議なしということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり、農地利用等の最適化推進に関する指針を改定と決定いたします。ありがとうございます。

---

○議長（佐原悦司君） 以上をもちまして、議事等は終わるわけですが、何か全体を通しましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいですかね。現状、各地域委員会で困っているようなこと、審議されていること等ございましたら、よろしいですか。今回の1から第10の議案につきまして、全体としましてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）